

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件
- 第4 第10号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 第11号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第6 第12号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第7 第13号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第14号議案 高規格救急自動車購入に係る契約変更の件
第15号議案 救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更の件
（一括上程）

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（7名）

- 1番 村岡栄紀君
- 3番 山本通廣君
- 4番 清水俊博君
- 5番 村井公平君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

4 欠席議員（1名）

- 2番 原田久夫君

5 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 西村和平君

加東市長 安田正義君

多可町長 吉田一四君

西脇市副市長 吉田孝司君

消防担当課長

西脇市防災安全課長 藤原広三君

加西市危機管理課長 松岡伸一君

加東市防災課長 三木秀仁君

多可町防災環境担当理事兼生活安全課長 竹内勇雄君

消防本部

消防長 森本純生君

参事 門脇健寿君

消防部長 清瀬明彦君

警防部長 小林浩太郎君

西脇消防署長 石井満君

加西消防署長 友藤豊造君

加東消防署長 近田俊久君

総務課長 中嶋利久君

企画財政課副課長 小西康夫君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 中嶋利久君

総務課課長補佐 藤本忠孝君

総務課課長補佐 藤田浩司君

○議長（村井公平君） 皆さん、こんにちは。

第32回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

秋が深まり、寒さが日ごとに加わってまいります。議員各位には、公私まことに御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者、片山象三君から御挨拶があります。

管理者、片山象三君。

○管理者（片山象三君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第32回北はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

日ごろは、当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、先般9月に発生いたしました台風15号により、関東地方を中心に被害が発生し、中でも千葉県内では多くの住家被害と大規模停電など甚大な被害が発生をいたしました。また、今月発生いたしました台風19号では、90年に一度の巨大な台風となり、きょう現在、最終的な被害状況は確定しておりませんが、東日本を中心に河川の決壊や土砂の崩落などにより、多くの人的被害と住家被害が発生をいたしました。幸いにも当消防組合管内では、今回の台風による被害はありませんでしたが、災害に対する万全の体制で臨み、地域住民へ安全・安心を提供してまいります。

本日、私どもから提案させていただく案件につきましては、決算の認定、補正予算、条例の制定、条例の一部改正2件、車両購入に係る契約変更2件でございます。

慎重な御審議と適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村井公平君） 管理者の御挨拶が終わりました。

加西市の原田久夫議員につきましては、欠席届が提出されておりますので、御報告を申し上げます。

午後2時57分 開会

開 会 宣 言

○議長（村井公平君） ただいまの議員の出席数は7名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第32回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋利久君） 命により御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で報告事項を終わります。

○議長（村井公平君） 以上をもちまして報告は終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井公平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により、議長から指名いたします。

3番、山本通廣君、4番、清水俊博君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村井公平君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 認定第1号

平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第3、認定第1号 平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長（森本純生君） 認定第1号 平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案させていただきます。また、決算附属資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書と、別紙として主要施策の成果に関する報告書を合わせて提出させていただいておりますので、御参照賜りたいと存じます。

平成30年度は、北はりま消防組合発足後8年目となり、事業執行におきましては、庁舎建設事業及び車両更新等の消防施設整備に重点を置き、緊急性や重要性を勘案して事業選択いたしました。

それでは、平成30年度北はりま消防組合一般会計歳入歳出決算書につきまして御説明

申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算現額29億1,492万5,000円、歳入決算額28億6,333万1,760円、2ページになります、歳出決算額28億4,142万7,141円、歳入歳出差引残高2,190万4,619円、3ページになります、うち、基金繰入額は1,100万円、次年度繰越額は1,090万5,000円です。詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入です。

第1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金が27億3,590万5,566円で、負担金の内訳については備考欄のとおりでございます。

消防費市町負担金は、消防事務に関する経費として組合格約の規定により均等割2割、人口割8割の負担のほか、庁舎整備に伴う経費や県からの移譲事務経費等、構成市町から負担していただきました。

第2款使用料及び手数料は、危険物許可申請等手数料と諸証明等手数料で297万8,900円となりました。

第5款財産収入は、財政調整基金利子、消防施設整備基金利子と化学消防ポンプ自動車の売り払い収入の119万9,724円となりました。

第8款繰越金は、982万1,180円となりました。

3ページになります。

第9款諸収入は、多可町の高坂トンネル、播州トンネル、清水坂トンネル内に設置されております非常警報装置管理の受託事業収入、雑入を合わせまして、512万6,390円となりました。

第10款組合債は、3台の車両更新及びJアラートシステム設置工事財源として1億830万円となりました。

次に7ページをごらんください。歳出です。

第1款議会費は、議員報酬、議会の運営に関する経費で、決算額22万7,498円、不用額は10万9,502円となりました。

第2款総務費は、監査委員報酬、人事給与や財務会計システム等の経費、消防施設整備基金の積立金等で、決算額3,069万8,137円、不用額は86万4,863円となりました。

次に9ページの第3款消防費は、決算額25億2,415万5,997円、不用額は6,908万7,418円となりました。

第1目常備消防費は、決算額19億9,369万5,046円、不用額は1,511万4,369円となりました。常備消防費は、消防本部及び消防署の人件費、管理・運営経費で、主な支出の人件費は17億8,411万3,347円となり、常備消防費の89.

5%を占めております。

なお、不用額の主なものにつきましては、3節職員手当等は、時間外勤務手当、休日勤務手当で、時間外勤務手当については、時間外の削減に努めたことや、大きな災害がなかったこと。休日勤務手当につきましては、休日に勤務する職員が想定より少なかったこと。

1.1節需用費は、光熱水費、修繕料で支払い額は決算見込みより少なかったこと。

1.8節備品購入費は、契約による入札差金による不用額です。

1.3ページになります。

第2目消防施設費は、庁舎建設事業及び車両更新等、消防施設整備が主なもので、決算額5億3,046万951円、不用額は5,397万3,049円となりました。

なお、不用額の主なものにつきましては、1.3節委託料及び1.5節工事請負費で、同じ工事内容の庁舎建設工事となったため、費用が軽減できたものと思慮いたします。

1.3節委託料は、多可町内2か所の出張所の設計監理委託料等です。

1.5節工事請負費は、多可町内2か所の出張所の庁舎建設工事並びに庁舎建設に伴う指令システム等の移設工事費等です。

1.8節備品購入費は、加東消防署東条出張所の水槽付消防ポンプ自動車を初めとする車両4台の購入経費です。

1.5ページになります。

1.9節負担金、補助及び交付金は、多可北・多可南出張所の上水道加入分担金及び西脇消防署下水道受益者負担金です。

2.2節補償、補填及び賠償金は、多可北出張所電気設備の移転補償です。

第4款公債費は、消防施設整備に伴う借り入れで、決算額2億8,634万5,509円、不用額は2万6,491円となりました。

第5款予備費は、59万415円を第3款消防費へ充当いたしました。

以上で、平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定に係る説明といたします。

御審議を賜り、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 1点だけ考え方をお聞かせください。

財産に関する調書があるんですけども、そこに物品の部分で、車両部分の増減とかいろいろ出ております。これにつきましては起債償還が済んで、それぞれの市の財産から北はりま消防組合財産になったものとか、いろいろあるというようなことを聞きました。その中で気になったのは、林野火災工作車について1台減になってゼロになって、これは個々の変更だということで、そういった機能がある車両があるんだということなんですが、それはそれでよかったですけども、もう1点、探索機器、水中カメラが1台減になってゼ

ロになっているんですね。この水中カメラ、こういう地域ですから川、加古川も流れておりますし、それから北はりま地域にもため池が大変多いということで、そういったところで溺れたり沈んだりした方を探すというようなことで、水中カメラは必要なんじゃないかなと私は思っているんですけどもゼロになってしまっている。このことについて、どのようにお考えなのか、今後また新たに買い求めをされるのか、いやいや、もうこれは不用だからこのままですよというふうなのか、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（村井公平君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 先ほどの大畑議員の御質疑に対して、お答えいたします。

この水中カメラにつきましては、加東消防署にありましたものが使用できなくなったことにより処分したものでございます。なお、これにつきましては、今年度の予算の措置の中ではございませんけれども、当然必要なものと理解しておりますので、今後、担当課、警防部になると思うんですけども、そちらとよく調整をいたしまして、必要なものについては予算措置、購入していくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（村井公平君） ほか、御質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成30年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

日程第4 第10号議案

北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（村井公平君） 次に、日程第4、第10号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長（森本純生君） 第10号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、その総額を2

5億8,522万5,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入ですが、第8款繰越金は16万9,000円を追加し、116万9,000円といたします。

次に歳出ですが、第2款総務費は、16万5,000円を追加し、2,843万1,000円とし、第3款消防費は4,000円を追加し、22億5,735万1,000円にいたします。

次に、事項別明細書により歳出を御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第2款総務費は、財務会計システム改修委託料として13節委託料に16万5,000円を追加し、第3款消防費の第1日常備消防費の第19節負担金、補助及び交付金では、消防職員昇任試験作成負担金を4,000円追加するものです。

以上、第10号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより第10号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第11号議案

北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第5、第11号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長（森本純生君） 第11号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

制定理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、一般職非常勤職員として位置づけされる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、制定内容でございますが、第1条で趣旨を、第2条で会計年度任用職員の給与を定めており、第3条から第13条まではフルタイムの会計年度任用職員に係る規定です。

第14条から第22条までは、パートタイムの会計年度任用職員に係る規定となります。

第23条では、会計年度任用職員の給与からの控除を定め、第24条では、勤務の特殊性等を考慮し、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について別に定めることができる旨の規定を設けております。

第25条及び第26条では、パートタイムの職員の通勤及び旅費について正規の職員の例により、費用弁償として支給する旨を定めております。

第27条では、給与の口座振り込みについて、給与条例の規定を準用すること、第28条では、委員規定を設けております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

以上、第11号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 失礼いたします。

それでは、議案第11号について、質問させていただきます。3点あります。

まず1点、パートタイム会計年度任用職員の1週間の勤務時間数について質問させていただきたいと思っております。

他の自治体では、職種により異なる時間数を取り入れているということも聞いておるんですが、この北はりま消防組合の考え方についてお聞きをいたします。

そして2点目、パートタイム会計年度任用職員の初任給についての考え方であります。まず、年齢及び経験により異なると思いますが、誰がどのように決めるのか。また、この規則等で定められているのかどうか、お聞きをいたします。

そして3点目、現在、採用されている嘱託職員についてでございます。新給料表になった場合は、これは何号になるのか。また、会計年度任用職員は基本的に昇給していくと思うんですが、その1年、昇給は何号アップになっていくのか、確認をしたいと思います。

○議長（村井公平君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋利久君） 失礼します。丸岡議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、非常勤嘱託の職員が1名おります。嘱託職員につきましては、週29時間勤務でやっております。ですので、今後、新しいパートタイムの会計年度職員でありましても同様にフルタイムではなくて、現状と同程度の時間を考えております。

それから2番目の初任給の考え方でございますが、これにつきましては、まだ規則等で詳細には決定しておりませんが、近隣の構成市町の状況及び現在の非常勤職員の賃金等を考慮しまして決定していきたいと考えております。

それから3つ目の嘱託職員の賃金ですけれども、賃金の昇給について何号アップというようなお問い合わせだったと思うんですけれども、フルタイムでおる職員につきましては、1年ごとの任期でございますので、1年の成績を考慮しまして号給の上がる度合いを考えていきたいと思っております。ですので、フルタイムが通常ですと、経験年数によって職員と同じようにしますと4号アップということにはなるんですけれども、もし29時間、31時間でいく予定でありますが、その場合は、その時間数で按分した分を昇給として上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村井公平君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 続いて、これまで支給されなかった費用、期末手当も支給できるようになり、来年度と本年度と比較して、どれぐらいの予算枠を想定されておるのか1点と、もう1点、会計年度任用職員のこの昇給の限度があるのかないのか。また上限、何号までなっているのか、決まっていたら教えてください。

○議長（村井公平君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋利久君） まず、後のほうの分ですけれども、限度額につきましては、現在まだ決まっておりませんが、一応1年ごとの任期になりますので、そのまま昇給していくとは考えておらず、非常勤職員の号給限度額は、一応、1の25程度を示されておりますので、その程度を考えております。

それから、賃金の額ですけれども、現在のところ予算ベース等で考えましたけれども、大きくは変わらないというふうに考えております。

以上です。

○6番（丸岡弘満君） 了解しました。

○議長（村井公平君） ほか、御質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより第11号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(村井公平君) 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第12号議案

北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

○議長(村井公平君) 次は、日程第6、第12号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長(森本純生君) 第12号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

制定理由でございますが、北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定に伴い、関係する条例において所要の措置を講ずる必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に制定内容でございますが、関係する条例7本を改正するものです。

第1条の北はりま消防組合職員定数条例の一部改正では、「臨時に雇用」を「臨時的任用」に改めます。

第2条の北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、フルタイムの会計年度任用職員を追加し、報告対象とするものです。

次に第3条の北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正では、第4条第1項では、任期は会計年度の範囲となる会計年度任用職員の休職期間について、また、第6条第2項では、パートタイム会計年度任用職員は給料ではなく報酬が支給されることから、それぞれ読みかえ規定を追加するものであります。

次に、第4条の北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、委員規定の文言を整理したものです。

次に、第5条の北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、非常勤職員の育児休業について新たに整備いたします。

次に、第6条の北はりま消防組合職員の互助共済制度に関する条例の一部改正では、用語の統一を図ったものでございます。

次に、第7条の北はりま職員の給与に関する条例の一部改正では、非常勤及び臨時の職の給与は会計年度任用職員へ改め、別に定めるものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第12号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより第12号議案 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第13号議案

北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第7、第13号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長（森本純生君） 第13号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、これに伴い、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当な差別をされることのないよう、各種法律の欠格条項が原則として削除されることとなり、地方公務員法第16条においても成年被後見人または被保佐人が欠格要件から削除されました。これに伴い、条例中の文言の整理を図るものでございます。

次に、改正内容でございますが、第1条は北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正、第7条で引用する地方公務員法の一部が改正され、引用している号の繰り上げを行い、第2条は、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正では、第27条、第28条、第30条及び第33条において引用する地方公務員法第16条第1号で規定する成年被後見人または被保佐人の項目が削除されることに伴い、条例においてもそれに関連する規定を削除し、文言の整理を図るものでございます。

施行期日につきましては、令和元年12月14日としております。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第13号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより第13号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第14号議案

高規格救急自動車購入に係る契約変更の件

第15号議案

救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更の件

○議長（村井公平君） 次は、日程第8、第14号議案 高規格救急自動車購入に係る契約変更の件及び第15号議案 救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更の件の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、森本純生君。

○消防長（森本純生君） 第14号議案 高規格救急自動車購入に係る契約変更の件及び第15号議案 救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更の件につきまして、一括して御説明申し上げます。

高規格救急自動車及び救助工作車Ⅱ型購入に係る本契約につきましては、令和元年7月22日開会の組合議会臨時会におきまして、それぞれ議決いただきましたが、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が10月1日から引き上げられたことから契約変更するもので、契約額を増額するため議決を求めるものでございます。

契約の金額ですが、高規格救急自動車は2,786万4,000円から2,838万円に51万6,000円を、救助工作車Ⅱ型は1億1,975万400円から1億2,196万8,000円に221万7,600円をそれぞれ増額いたします。

契約の相手方及び支出予算科目に変更はございません。

以上、第14号議案 高規格救急自動車購入に係る契約変更の件及び第15号議案 救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井公平君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

それでは議題のうち、まず最初に第14号議案 高規格救急自動車購入に係る契約変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第15号議案 救助工作車Ⅱ型購入に係る契約変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村井公平君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第32回北はりま消防組合議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村井公平君） 御異議なしと認め、第32回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時42分 閉会

挨拶

○議長（村井公平君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期、定例会に付議された案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、体調管理に十分御留意され、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを御期待申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

次に、管理者、片山象三君から御挨拶があります。

管理者、片山象三君。

○管理者（片山象三君） 第32回北はりま消防組合定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、地域住民の方々への安全・安心を提供するためにも、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、このうえともに御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、御健勝で御活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井公平君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 村 井 公 平

会 議 録 署 名 議 員 山 本 通 廣

会 議 録 署 名 議 員 清 水 俊 博